

社会保障・税番号制度マイナンバー制度が始まります

社会保障・税番号制度(マイナンバー)制度は、住民票を有する全ての人に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関で存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用するものです。番号が漏えいし、不正に使用される恐れがある場合を除き、変更されませんので、大切に扱ってください。

事業者の皆さんも、平成28年1月から社会保障の手続きや源泉徴収票の作成などで、従業員などのマイナンバーを取り扱うこととなります。詳しくは国のホームページ等で確認ください。

■制度導入のメリット

公平・公正な社会の実現

国や自治体が住民の所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、不正受給を防止することができます。

行政の効率化

国や自治体などで、情報の照合や入力などにかかる時間や労力が減り、手続きがスムーズになります。

住民の利便性向上

添付書類の省略など行政手続きが簡素化され、申請者の負担が減ります。

■マイナンバー(個人番号)の利用範囲

社会保障分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付 など
	労働分野	雇用保険の資格取得・確認、給付 ハローワーク等の事務 など
	福祉・医療 その他分野	医療保険の保険料徴収 福祉分野の給付、生活保護の実施 など
税分野	税務署に提出する確定申告・源泉徴収などの事務 税務当局の内部事務 など	
災害対策分野	被災者台帳の作成事務 被災者生活再建支援金の支給事務 など	

※このほか、社会保障・地方税・災害対策分野に関する事務やこれらに類する事務で、自治体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

■今後のスケジュール

27年10月～ 12桁の個人番号が記載された「 通知カード 」が簡易書留で届きます。	28年1月～ マイナンバーの利用が開始されます。申請者に「 個人番号カード 」の交付が開始されます。	29年1月～ 国の行政機関の間で情報連携が開始されます。	29年7月～ 地方公共団体等も含めた情報連携が開始されます。
---	---	--	--

■マイナンバー制度をかたる不審な問い合わせにご注意ください

マイナンバーに関して公共機関から個人情報に関する照会をすることはありませんので、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)をかたる不審な問い合わせにご注意ください。

マイナンバー(個人番号)及び通知カード、個人番号カードに関するQ&A



■マイナンバーはいつ、どのように通知されますか?

平成27年10月以降、住民票を有する国民一人ひとりに12桁のマイナンバーが「通知カード」により通知されます。中长期在留者や特別永住者などの外国人も対象です。

住民票の住所あてに簡易書留で郵送されますので、住民票の住所と異なるにお住まいの人は、すみやかに住所変更の手続きを行ってください。

また、東日本大震災の被災者やDV・ストーカー等の被害者で住所地以外の居所にお住まいの人、一人暮らしで長期間、医療機関や施設に入院・入所されている人で、居所が住所と異なる人は、住民票のある市区町村で9月25日(金)までに居所情報を登録する手続きを行ってください。

■通知カードとはどのようなものですか?

紙製のカードで、氏名、住所、生年月日、性別とマイナンバーは記載されておりますが、顔写真は表示しておらず、本人確認や各種サービスの利用はできません。

■個人番号カードとはどのようなものですか?

申請された人に交付されるICチップのついたプラスチック製のカードで、表面に氏名、住所、生年月日、性別と本人の顔写真が表示され、裏面にマイナンバーが記載されています。

個人番号カードは、①本人確認のための身分証明書として利用でき②カードに搭載されるICチップや電子証明書を活用することにより、各市町村が行っているサービスにも使用できるほかe-taxをはじめ、各種電子申請を行うことができます。

有効期限は、20歳以上の人は10年、20歳未満の人は容姿の変化を考慮し、5年となっています。

●問い合わせ先

- 通知カード、個人番号カードについて
市民課戸籍係 ☎43・6819
- 制度全般について
行政課情報政策係 ☎43・6851

■住民基本台帳カードはどうなりますか?

平成27年12月までに発行された住民基本台帳カードについては、有効期限まで使用可能です。

なお、個人番号カードの交付を受けるときは、住民基本台帳カードを返納しなければなりません。

■個人番号カードはいつ、どのように交付受けられますか?

個人番号カードは、通知カードとともに送付される交付申請書に申請日、氏名等を記入の上、縦4.5cm、横3.5cmの写真を貼って返送してください。

平成28年1月以降、交付通知書が届いた人から、通知カードと引き換えに、個人番号カードの交付を受けることができます。

(交付手続きの詳細については、通知カードに同封される「ご案内」をご覧ください。)

■個人番号カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書とは何ですか?

公的個人認証サービスによる電子証明書は、インターネットを通じたオンラインの申請や届出を行う際、他人による成りすましやデータの改ざんを防ぐために用いる本人確認の手段となります。

個人番号カードに搭載される電子証明書を用いて、申請書などの情報に電子署名を付すことにより、確かに本人が送付した情報であることを示すことができます。

現在は、国税電子申告・納税システム(e-tax)などの手続きで利用されていますが、平成28年1月以降は総務大臣の認定を受けた民間事業者との手続きにも利用できるようになっています。

■通知カードや個人番号カードの記載内容に変更があったときは、どうすればよいのですか?

引越などで市役所に転入や転居の届を出すときは、通知カード又は個人番号カードを同時に提出し、カードの記載内容を変更しなければなりません。

■マイナンバーについて詳しく知りたい人へ

国より、マイナンバーに関する最新情報が提供されています。

◆マイナンバー・ポータルサイト(HP)
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

◆マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178

外国語(英語)対応 ☎0570-20-0291

午前9時30分～午後5時30分(土日・祝日を除く)

※問い合わせには通話料がかかります。